

社会福祉法人 けやきの杜
役員報酬規程

平成 30 年 6 月 20 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人けやきの杜の評議員、理事及び監事の報酬及び費用の弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額)

第 2 条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第 8 条に定める金額の範囲内で、別表 1 に定める額を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職を兼ねる評議員には支給しない。

2 理事及び監事の報酬は日額とし、理事会への出席その他法人の業務に従事する都度、別表 2 に定める額を支給する。ただし、常務理事及び国又は地方公共団体の職を兼ねる理事には支給しない。

3 常務理事の報酬は月額とし、別表 3 に定める額を支給する。

(報酬支払い方法)

第 3 条 前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第 4 条 評議員、理事及び監事はその職務を行うために要した費用を弁償する。

2 費用の弁償は実費とし、弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

付則

本規程は、平成 30 年 6 月 20 日より施行する。

付則

1. この改正は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する。

別表 1 評議員の報酬

役職	報酬日額
評議員	5,000 円

別表 2 理事、監事の報酬

役職	報酬日額
理 事	5,000 円
監 事	5,000 円

※ただし、財務諸表を監査し得る監事については、定款 18 条に定める業務を行った場合に日額 25,000 円を支給する。

別表 3 常務理事の報酬

役職	報酬月額
常務理事	15,000 円